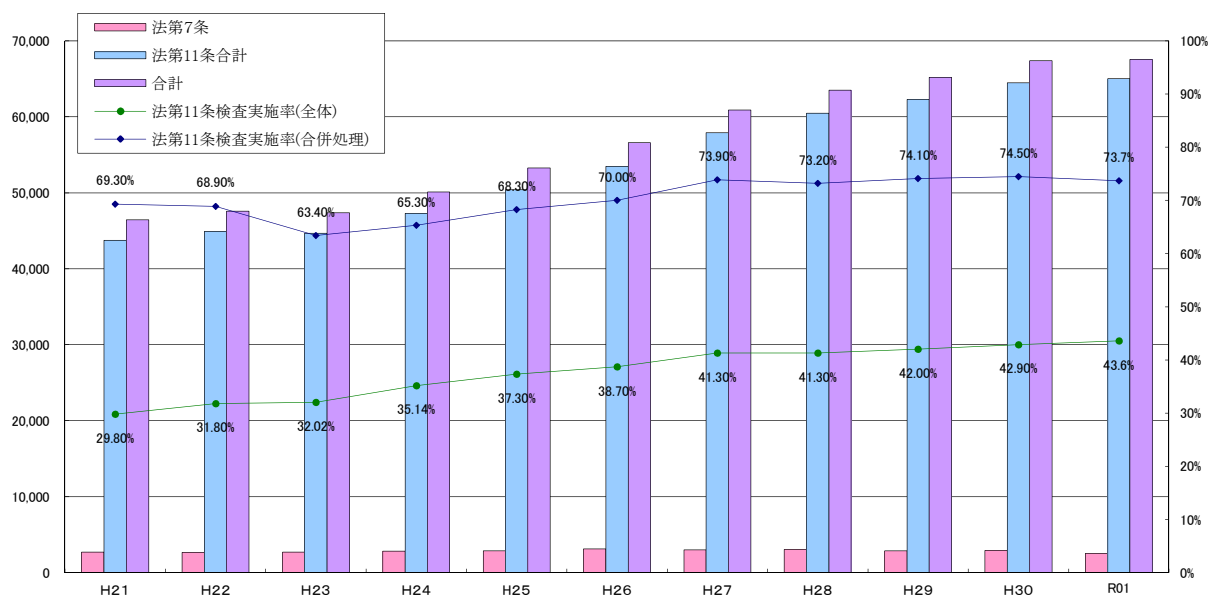


1 法定検査事業について

浄化槽法に基づく法定検査（第7条・第11条）を下記のとおり実施し、検査結果等については検査委員会で報告、審議を行った。



年度		H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 0 1
検査 基数	法第7条	2,704	2,657	2,693	2,827	2,874	3,117	2,976	3,032	2,880	2,903	2,518
	法第11条(単独)	8,361	8,635	8,766	8,950	8,695	8,374	8,138	7,995	7,642	7,385	7,052
	法第11条(合併)	35,381	36,280	35,896	38,337	41,702	45,130	49,770	52,531	54,664	57,110	57,985
	法第11条合計	43,742	44,915	44,662	47,287	50,397	53,504	57,908	60,486	62,306	64,495	65,037
	合計	46,446	47,572	47,355	50,114	53,271	56,621	60,884	63,518	65,186	67,398	67,555
法第7条検査実施率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		(90.8%)	(92.9%)	(91.6%)	(91.0%)	(90.4%)	(93.8%)	(92.5%)	(94.5%)	(94.5%)	(94.4%)	
法第11条検査実施率		29.8%	31.8%	32.0%	35.2%	37.0%	39.3%	41.3%	41.3%	42.0%	42.9%	43.6%
[浄化槽全体]		(28.7%)	(30.4%)	(31.8%)	(33.4%)	(36.3%)	(37.9%)	(39.4%)	(40.3%)	(41.8%)	(43.1%)	
法第11条検査実施率		69.3%	68.9%	63.4%	65.3%	68.0%	70.5%	73.1%	74.0%	74.1%	74.5%	73.7%
[合併処理浄化槽のみ]		(50.0%)	(50.5%)	(51.9%)	(53.0%)	(55.4%)	(57.1%)	(58.3%)	(58.9%)	(60.4%)	(61.4%)	
設置基数		146,900	141,282	139,499	134,551	136,374	138,393	140,263	146,513	148,381	150,494	149,053

	当初目標	R元年度実施	当初目標差	前年度差
7条	2,800	2,518	-282	-385
11条単独	6,961	7,052	91	-333
11条合併	56,239	57,985	1,746	875
合計	66,000	67,555	1,555	157

7条当初目標は2,800基に対し2,518基実施。11条当初目標は単独と合併を合せて63,200基に対し65,037基の実施となる。

結果として当初目標合計66,000基に対し実施は67,555基で1,555基増となった。

単独は設置替え廃止や下水道接続廃止並びに使用休止等で減少したが、当初目標(減少予測)に対し91基増であった。

— 受検率向上への取組 —

(1) 大分県浄化槽設置台帳整備に関する行政連携

浄化槽設置台帳整備の重要性は、これまで関係機関の共通認識であったが、「浄化槽法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日施行となり、浄化槽設置台帳の整備は必須となった。

改正浄化槽法では、法第49条の「浄化槽台帳の作成」の項目で、設置状況の把握のみならず「法定検査の実施状況」や、浄化槽法施行規則57条の2で「保守点検・清掃の実施状況」、また、「台帳に関する事務の一部を指定検査機関その他当該事務を適正かつ確実に実施することができる者に委託することができる。」旨の事項も定められた。

(2) 補助事業で設置された浄化槽の受検率向上の取組

平成25年度より取り組んできた当該事業については、平成30年度は80.4%であり、令和元年度は78.9%となった。

引き続き補助事業担当行政の協力を頂きながら実施率の向上を目指し、令和2年度も前年度の取組を継続し協力体制の強化に努めていく。

(3) 合併処理浄化槽における法第11条検査の受検状況

月次報告以外で指導対象者データの提出依頼があった市町村では、おおむね年度後半の未受検指導となり、同年度内の反映は適わない状況であった。

平成30年度の合併処理浄化槽の受検率は74.5%であったが、令和元年度は73.7%となった。

(4) 法第11条検査の受検対策

令和元年度の月次報告にて未受検指導により受検に至ったのは24.4%であった。

しかし、過去からの未受検物件については市町村単位で統一した対策が図れなかった。

令和2年度施行の「浄化槽法の一部改正」に基づき、今後は大分県循環社会推進課及び大分市廃棄物対策課と連携を密にして、浄化槽設置台帳の整備と並行して未受検対策を図り、「11条検査の受検率の向上」を図っていく。

2 検査件数確保について

法定検査を確実に実施するために内部体制整備を行うとともに、検査件数を確保するための重点項目を定め、令和元年度は下表のとおり結果となった。

① 法第7条検査から法第11条検査への移行率

平成30年度 2,754 / 2,880 95.6%	➡	令和元年度 2,716 / 2,903 93.5%
----------------------------------	---	---------------------------------

② 検査拒否3%から1%への削減、並びに保留8%を3%以下へ削減

*検査拒否物件

平成30年度 966 / 67,511 1.4%	➡	令和元年度 776 / 68,645 1.1%
--------------------------------	---	-------------------------------

*検査保留物件

平成30年度 1,420 / 67,511 2.1%	➡	令和元年度 2,279 / 68,645 3.3%
----------------------------------	---	---------------------------------

③ 大分市における合併処理浄化槽の検査実施率向上

平成30年度 15,380 / 21,329 72.1%	➡	令和元年度 15,836 / 21,480 73.7%
------------------------------------	---	-----------------------------------

④ 行政連携

受検拒否者報告後の行政指導依頼（令和2年4月末現在）

	平成30年度	令和元年度
受検拒否者報告件数	1,020	934
検査依頼件数	155	228
申込率	15.2%	24.4%

⑤ 未収金対策

多年度未収金物件についても検査を計画し、現地説明ならびに請求書を定期的に送付する等未収金対策を行った。また、現場検査時にできるだけ集金できるよう検査員による説明責任の徹底に取り組んできたが、未収金が残存する物件が受検拒否となった際の取扱いが課題となっている。

H11～H30：未収金総額 30,033,969円 件数6,399件

未収金回収額 24,812,924円 件数4,338件 回収率 82.6%

【平成25年度までは備忘価格の取扱いにつき、未収金総額は端数となる。】

（※令和2年5月20日現在の入金状況による集計）

3 法定検査の信頼性確保に向けた取組について

信頼性確保に向けた取組として、精度管理と検査員の継続的な教育訓練の実施により、検査体制の強化を図った。

(1) 精度管理規程に基づく各種規程集作成

- ① 法定検査標準作業書を作成し、法定検査に関する遵守事項を明文化した。
- ② 組織改編に伴い、法定検査業務規程及び検査結果発行規程の改定を行った。

(2) 検査員の資質及び技術力の向上

- ① 日本環境整備教育センターより講師を招致し、大分県浄化槽技術研究集会を開催した。県内賛助会員の業界関係者150名が参加し技術力向上に寄与した。
- ② 四国地区検査員研修会、全国検査員研修会に参加し、新型浄化槽の技術見解や浄化槽を取り巻く業界の新たな維持管理体制の模索等を学び、職員へ周知した。
- ③ 九州地区浄化槽指定検査機関協議会事務局の担当県として、大分県での九州地区浄化槽検査員研修会を開催し、九州・四国の検査機関、県内行政担当者の総勢80名が参加した。
また、九州地区協議会発足25周年を記念として、環境省浄化槽推進室長の松田尚之氏を招致し特別講演を行った。大分県からは「温泉流入による浄化槽の課題と取組について」を発表した。
- ④ 内部研修は年2回実施し、法改正を中心とした検査業務に携わる内容の周知・教育を行った。

(3) 検査結果書の精度担保

- ① 検査結果書の所見文書について、浄化槽管理者が明白かつ合理的な内容と理解が深まるよう改善した。
- ② 大分県循環社会推進課との協議より、温泉排水が流入している浄化槽の取扱いについて、所見文書及び判断フローを作成した。

(4) 浄化槽に係る調査・研究

浄化槽の流入水において、温泉排水の混入の有無の指標として、電気伝導率計によるデータ解析を進めた。

令和2年度の集計情報を基に、令和3年度全国技術研究集会での発表を目指す。

4 行政・業界連携について

(1) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業

環境省が浄化槽分野における省エネ型浄化槽を推進するため、全国浄化槽団体連合会からの委託業務を受け、CO2 排出抑制対策事業費等補助金の受付・審査業務を行った。大分県では23件の申請件数があり、全国5番目の実績を上げた。

(2) 各種研修会・講習会の開催

行政の主催する業界向けの各種研修会・講習会に講師を派遣し、モアコンパクト型浄化槽の維持管理方法や水質改善に関する事例を紹介した。

(3) 部会の開催

2019年は3回開催された。第1回は任期満了に伴う部会役員の改選が行われ、第2回は新役員での部会規則の改正について協議した。第3回は浄化槽法改正についての議論、また、CO2 排出抑制対策事業費等補助金等の活用状況について協議した。

5 浄化槽放流水等の水質検査事業について

(1) 計量証明書発行及び水質検査実績

水質汚濁防止法、浄化槽法及び関連法規等に基づく放流水の外部依頼による水質検査並びに浄化槽法第7条検査に伴うBOD分析における計量証明書の発行、同法第11条検査に伴うBOD分析を実施し、下表の通りの実績となった。

実施項目	実施件数	
	平成30年度	令和元年度
浄化槽	6,357	6,234
し尿処理施設	36	60
その他	212	271
7条BOD	2,903	2,518
合計(計量証明書発行)	9,508	9,083
11条BOD	64,474	65,025
総計	73,982	74,108

令和元年度は、新規物件等もあったが、使用廃止・下水接続等による減少物件との相殺の結果、前年度より依頼件数は微減となった。また、随意契約数については、変更は無く、管理目的等の規制外の依頼については、ほぼ横ばいとなった。

(2) 精度管理

測定器の日常管理や定期的な校正等の実施により、測定精度の維持に努め、課内において月ごとに、同一試料の測定を各職員で行うことで測定精度の向上を図る研修を行い、精度の確保に努めた。

(3) 外部依頼検査

新規の依頼物件はあったが、対象施設の管理業者の変更等もあり、全体の物件数としては微減の結果となった。

(4) 調査・研究等業務の検討

令和元年度は温泉水の流入浄化槽の調査研究に取り組み、令和2年度も継続調査となった。今後も浄化槽の水質向上に関する調査・研究等を技術開発課と連携し行っていきたい。

(5) 新規BOD装置の導入

令和2年3月24日から4月3日の間で、「全自動土日対応型」の新BOD装置への入れ替え工事が完了し、今後は水質検査業務の効率化を図っていく。

6 総務部及びその他関連事業について

(1) 小型合併処理浄化槽機能保証制度

当初目標 1,080 件に対して、令和元年度の実績は下記のとおりである。

受理件数 1,068 件 (平成 30 年度実績 980 件)

※年度内の取下げ分を含む

(2) 浄化槽設置転換促進事業

平成 26 年より協会独自の補助金事業として実施している「設置転換促進事業」について、当初予算 100 件（1 件あたり 50,000 円）に対して令和元年度の実績は下記のとおりである。

申請件数 103 件※ (うち不受理 3 件) 交付済件数 100 件

※工事中止、賛助会員外、合併→合併のため 3 件が申請不受理となった。

(3) 浄化槽維持管理講習会への講師の派遣

以下の浄化槽維持管理講習会へ当協会の職員を講師として派遣した。

- 南部保健所 6 月 18 日、9 月 18 日、12 月 10 日、2 月 19 日（計 4 回実施）
- 北部保健所 9 月 26 日、1 月 16、21 日（計 3 回実施、3 月 18 日は中止）
- 豊肥保健所 11 月 25 日（同日に 2 会場で開催）
- 西部保健所 2 月 21 日（同日に 2 会場で開催）
- 大分市 11 月～12 月（11 回会場で開催）

※津久見市は 3 月 7 日に実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止となった。

(4) 提案活動

10 月 4 日、県土木建築部長、県生活環境部長、自由民主党大分県支部連合会に対し、浄化槽施策にかかる提案活動を実施した。

【提案項目】

1. 合併処理浄化槽の設備推進等のための支援強化について
2. 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について
3. 浄化槽市町村整備推進事業（公共浄化槽）の普及促進について
4. 浄化槽行政推進にかかる関係機関等の連携強化について

(5) 環境学習関連

① 環境学習出前授業

小学生の浄化槽に対する認知度を向上させ、家庭から地域への普及を狙い、令和元年度は浄化槽エリア（浄化槽設置小学校）において、22 校 29 クラス 617 名に対し出前事業を行った。

② ポスターコンクール

環境学習を実施した小学校を対象に、「浄化槽と水環境」をテーマとしてポスターの募集を行い児童の理解を深めるとともに、広く県民に浄化槽への関心を持ってもらうことを目的に県庁にて展示会を開催した。今回は1校7点の応募に留まり、募集方法に課題が残った。

(6) エコアクション21の継続

8月20、21日に更新審査が行われ、結果は(ガイドラインに適合)ということで更新することができた。また長年の実績が評価され8月22日に大分市長より「エコアクション21長期認証・登録事業者」として感謝状の贈呈を受けることとなった。引き続き、協会職員一丸となり環境保全活動を推進していく。

(7) 検査システムの利便性の向上並びに県台帳管理システムとの連携

平成30年6月の検査システム刷新後、1年間の使用の間に職員の提案を集約し、8月に改修を行い、利便性を向上させ業務の効率化を図った。

(8) 7条検査の適期実施に向けた対応

「7条適期実施のための事務処理要領」を平成31年4月より施行し、要領に従って対応を始め、半期ほどしてようやく業務が軌道に乗ったところである。8月には一部建売住宅の現地調査も実施し一定の成果が得られている。今後も引き続き関係機関からの協力をいただきながら業務を進めていく。

(9) 未収金対策

当年度未収物件に対し、1回目の再請求前に担当検査員へ未収督促リストを配信し、担当検査員本人による督促連絡を行なうことで、回収率の向上に努めている。また、過年度未収金についても検査を計画し、検査を実施する過程で回収に努めている。

(10) 広報活動

- ① 会報「環境おおいた」を発行、賛助会員及び関係機関に有用な情報の提供に努めた。
- ② 新聞やテレビ等のマスメディア（10月1日浄化槽の日 新聞広告、テレビコマーシャルなど）を活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及を図った。
- ③ 協会ホームページの内容について、適切なタイミングでの更新を心がけ、閲覧者の照会要求に応えるよう努めた。現在のホームページの作成から12年が経過し、デザインが陳腐化してきているので、今後は刷新を見据えて対応を進めていく。